

まつえ農水商工連携ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、まつえ農水商工連携ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙1に定める画像をいう。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、まつえ農水商工連携・特産品推進協議会(以下「協議会」という。)に属する。

(使用の目的)

第4条 ロゴマークは、まつえ農水商工連携事業のPR、認知向上、関連商品の認知拡大に寄与するため使用するものとする。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、まつえ農水商工連携ロゴマーク使用申請書兼使用承認書（様式第1号）を協議会に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

（1）報道関係機関が、報道又は広報の目的で使用する場合

（2）その他協議会が適当と認める場合

2 使用の申請には次の書類を添えて提出するものとする。

（1）ロゴマーク使用の内容（デザイン）がわかる見本、企画書等

（2）その他、協議会が必要と認める書類

(使用の承認)

第6条 協議会は、第5条の使用申請があった場合には、次の号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

（1）まつえ農水商工連携事業の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合

（2）法令及び公序良俗に反し、または反するおそれがある場合

（3）特定の政党や宗教団体を協議会が支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

- (5) その他、協議会が不適当であると認めた場合
- 2 ロゴマークのデザイン統一のため、協議会はデザインの修正が必要と判断した場合は、申請された見本、デザインの修正を求め、修正を確認後に承認する。
- 3 協議会は、使用を認める場合、使用を承認する書面（様式第1号）を申請者へ通知する。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用申請書に記載された内容のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) まつえ農水商工連携ロゴマークの色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (4) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 承認を受けて作成した成果品のデータは、速やかに協議会に提出すること。
- (6) ロゴマークの使用品は、協議会が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、ロゴマークの使用品に関し、苦情等が生じた場合は、使用者の責任において必要な措置を講じること。

(使用の非独占性等)

第8条 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

(使用承認の取り消し)

- 第9条 ロゴマークを正しい使用条件に従って使用していない場合は、協議会はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。
- 2 使用者が前項の規定により使用承認を取り消されたことによって損失を被ることがあっても、協議会はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第11条 協議会は、この要綱によりロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 協議会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

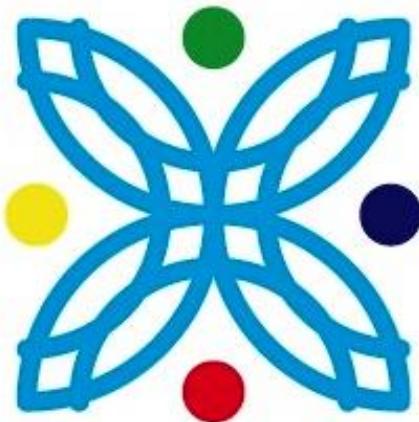
第13条 協議会は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等に関する情報を公開することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要の事項は、協議会が別に定める。

附則 この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

カラー



MATSUE
農 水 商 工

モノクロ



MATSUE
農 水 商 工

【ロゴマークについて】

島根県立東部高等技術校 Web デザイン科の生徒が「まつえ農水商工連携ロゴマーク」を制作しました。

4つの点は、農（緑）・水（青）・商（黄）・工（赤）を表し、それぞれの点から出ている波紋は、松江の「農水商工」が世界へ広がることをイメージしており、波紋が重なりあうことで人の形を作り出し、「農水商工」の連携を表現しています。ローマ字である「MATSUE」は「松江」が世界へ広がっていくイメージを、「農水商工」の文字は一目見た形で事業がイメージできることを期待したものです。